

会 長	会長代理	事務局長	係 長	主 査	係 員

太良町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月1日(火) 午前9時
2. 開催場所 太良町総合福祉保健センター「しおさい館」2階
3. 出席委員 (18名)

農業委員 (7名)

会長

8番 秀島 克博

1番 澤山 直人

2番 辻 和久

3番 山口 秀行

5番 川崎 豊洋

6番 堤 こずえ

7番 水田 武次郎

農地利用最適化推進委員 (11名)

久我 定幸

池田 信文

木村 覚

榊原 照博

蕪竹 敏治

池田 保吉

中島 政秀

築 善作

内田 秀敏

永渕 久留美

松本 広喜

欠席委員 (農業委員1名)

福江 晋

(推進委員0名)

4. 議事日程

- 議案第118号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
議案第119号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第120号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
議案第121号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について（あっせん）

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 今田 徹
農地係長 大岡 寿憲
主 事 石崎 志朗

6. 会議の概要

発言者	内容
議長	<p>ただいまから第29回総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は農業委員7人、農地利用最適化推進委員11名で、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。</p> <p>今回の議事録署名者は、6番堤委員と7番水田委員よろしくお願ひします。</p> <p>本日の提出議案は議案第118号が3件、第119号が1件、第120号が2件、第121号が1件となっております。</p> <p>初めに、辻委員が私用のため早退されるということで、議案第120号2番についてを議題とします。</p> <p>このことについて事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>（議案説明）</p> <p>以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された辻農業委員および木村推進委員から調査報告をお願いします。</p>
辻委員	<p>すいません先に報告させていただきます。</p> <p>30日に日程調整していただいて、借手さん、貸手さん、双方と私と木村推進委員さんと現地調査をさせていただきました。</p>

	<p>資料等を双方に確認をしまして、内容等に間違いがないということでした。賃借料についても全部で120キロということで、これまでは周りの方にお願いしつつ、自分で少しずつやってきたというところでありました。</p> <p>今回、〇〇さんに他のところも少しやっていただいているという関係で、二筆お願いするということです。対象期間の8年については、80歳を区切りに相談をしたというところで、了解を得たというところではあります。</p> <p>何ら問題はないと報告をさせていただきます。以上です。</p>
<p>木村推進委員</p>	<p>補足ですが、近所の〇〇さんの田んぼを5年ぐらい前から作っていた関係で、今回引き受けたということになっています。</p> <p>問題ないと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま調査報告が終わりました。</p> <p>2番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第120号2番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって議案第120号2番は原案通り認められました。</p> <p>引き続き、議案第118号、農地法3条の規定による許可申請審議について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。調査された川崎農業委員、松本推進委員から調査報告をお願いします。</p>

川崎委員	<p>28日に、譲受人の〇〇さんの息子さんが立ち会っていただいて、〇〇さんは仕事でこれないということで、電話で連絡しまして確認をしました。</p> <p>松本推進委員さんと立ち会って話を聞いたんですけど、自分の家の前なので、そこを綺麗にして、少し野菜でも作ったりして利用したいということでした。農地のままですかと聞いたら、農地のままで転用とかは今のところ考えてませんという返事をもらいました。以上です。</p>
松本推進委員	<p>川崎委員が報告された通りで、私の方からつけ加えることはありません。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>議案第118号1番についてご異議ご意見ございませんか。</p>
水田委員	<p>総額200万円ということですけど、高すぎやしませんか。</p>
川崎委員	<p>お金のことは話さなかったんですけど、地図を見てわかるように、道沿いで畑が荒れてきたらみっともないということで、自分たちが少しずつ草払いをしたり、従業員にさせたり、ちょっとした野菜を作って荒れないようにしたいというような考えです。</p> <p>対価としては、自分のすぐ近所であるし、大きな事業をされてる方なんで、私たちの考える対価とは違うのかなということですね。お金のいくらではなくて、ただそこを欲しいということだけだったみたいです。</p>
議長	<p>他にないですか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第118号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって1番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第118号2番についてを議題とします。</p>

	<p>事務局の説明の前に、堤委員はこの事項の関係人でありますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p>(堤委員離席)</p>
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。</p>
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査された水田農業委員および池田推進委員から調査報告をお願いします。
水田委員	<p>29日に現地で〇〇さんと〇〇さん、池田推進委員さんと現地確認および調査をしました。</p> <p>〇〇さんが隣にシャインマスカットを作っておられて、荒れていたためマスカットを作ろうと〇〇さんに相談したということでした。</p> <p>双方、円満同意上の所有権移転と思いました。問題ないと思います。</p>
池田推進委員	遊休農地が一つでも減ったからよかったと思います。よろしくをお願いします。
議長	調査が終わりました。議案第118号2番についてご異議ご意見ございませんか。
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認め、議決をとります。</p> <p>議案第118号2番について、申請内容に間違いないと判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	挙手多数と確認しました。したがって、議案第118号2番は原案通り認

	められました。
	(堤委員着席)
議長	続きまして議案第118号3番について事務局の説明を求めます。
事務局	(議案説明) 譲受人につきましては、別添の調査書にあります通り、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えられます。
議長	ただいま事務局の説明が終わりましたので、調査された築推進委員から調査報告をお願いします。
築推進委員	30日に譲渡人の〇〇さん、譲受人の〇〇さん、秀島会長と現地で説明を受けました。 ちょうど譲受人の〇〇さんが、規模拡大ということで農業の方に力を入れたいということで、みかんハウスで栽培しようという計画です。 以上です。
議長	私の方からは、今築推進委員が説明した通り、30日に現地確認等聞き取り調査を行いました。そこをどのようにするとねと話を聞いたら、にじゅうまるを植えたいということで、将来的にはハウスをして頑張ってみようということで農業に対して意欲が相当あって、良いところがあったら増やしていきたいというような感じでした。 私達もそれに対して、耕作放棄地が増える中でこういう人に頑張ってもらって、太良町も耕作放棄地が少しでもなくなるような方向にいったらいいなと思って、応援したいということでした。 両方ともよろしくお願ひしますということでした。以上です。
議長	ただいま調査報告が終わりました。 それでは3番についてご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
議長	異議なしと認め議決をとります。 議案第118号3番について、申請内容に間違いないと判断する方は挙手

	<p>をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって、議案第118号3番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第119号、農地法第5条の規定による許可申請審議について、別紙関係人により許可申請書を受理したので審議並びに意見を求めます。それでは事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された川崎委員及び松本推進委員から調査報告をお願いします。</p>
川崎委員	<p>ここは、1回〇〇からも来ていただいて、立会いもしたところなんですけど、28日に松本推進委員と、〇〇さんは電話で連絡しただけだったんですけど、現地も再確認ということをしてきました。そして、先程、事務局から報告があったんですけど、ここしか建てるところがもう想定できないということでした。ここは、土地改良区の受益地ということで、土地改良区とも話ができていくということの報告を受けました。値段の交渉では、お互いに意見も金額的にも異議ないということで確認をしました。以上です。</p>
松本推進委員	<p>28日に、川崎委員と〇〇の担当が2人と、私、区長もしてますんで、区長と地区の生産組合長、同意の印鑑を押しに現地に出向いて〇〇の人とも話をしました。排水対策は、畑との境界にU字溝を入れて、建物の周りはバラスを敷いて、極力雨水が浸透するようにするということでした。作業車が来た時の駐車場だけは舗装をしますということでした。以上です。</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>議案第119号1番についてご異議ご意見ございませんか。</p>
水田委員	<p>事務局に確認です。公共性のある建物を建てるということで、農業委員会の許可はいらぬ案件ではないですか。</p>
事務局	<p>こちらは、電柱とか、電線とか高圧電線とかであれば、農業委員会の許可不要の方に当たるんですけど、今回の施設は建物が建つということで、基</p>

議長	<p>地局内の施設が不許可の対象にならないということで、5条の許可を取ってくださいと県から指導を受けております。</p> <p>他にないですか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め議決をとります。議案第119号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認いたしました。したがって1番は許可相当と認め、県知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、議案第120号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農業地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化法による貸借権及び使用貸借権設定について、別紙関係人より農用地利用集積計画書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>それでは1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、調査された澤山農業委員および久我推進委員から調査報告をお願いします。</p>
澤山委員	<p>10月30日、借手の〇〇さんと久我推進委員と3人で現地の確認と聞き取りを行ってまいりました。</p> <p>対象の農地は、細長い土地で借り手の〇〇さんにお話を伺い、現地、間違いないということでした。</p> <p>設定に至った理由は、すぐ近くの畑でハウス施設の花栽培をしておられる関係で、今回、再設定ですといったところ、10年もとびっくりされてましたが、それはいいですよという返事をいただきました。</p>
久我推進	<p>10月30日に現地で〇〇さんと澤山委員と私でお話を伺いました。</p>

委員	<p>10年目の再設定ということで、貸手の〇〇さんにも電話でお話を聞きました。間違いないということでよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ただ今、調査報告が終わりました。それでは1番についてご異議ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め議決を取ります。</p> <p>議案第120号1番について、許可相当と判断する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>挙手多数と確認しました。</p> <p>したがって、議案第120号1番は原案通り認められました。</p> <p>続きまして、議案第121号1番農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定（農業経営基盤強化法による所有権移転）について、別紙関係人より許可申請書を受理したので、審議並びに意見を求めます。</p> <p>事務局の説明の前に、私はこの事項の関係人でありますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席いたします。この事項に係る議事進行は、水田職務代理者をお願いします。</p> <p>(秀島会長離席)</p>
水田委員	<p>会長に代わり、議案第121号1番の議事進行を行います。</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>(議案説明)</p> <p>以上の計画申請内容は、経営面積、機械労働力、従事日数等、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p>
水田委員	<p>事務局の説明が終わりました。あっせん委員の内田推進委員から補足説明があればお願いします。</p>

内田推進 委員	私からは特にありません。
水田委員	それでは、1番についてご異議ご意見ございませんか。 (異議なし)
水田委員	異議なしと認め、議案第121号1番について、報告内容に問題ないと判断される方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
水田委員	挙手多数と確認しました。したがって、1番は原案通り認められました。 それでは、議案第121号1番の審議を終了し、秀島会長に総会の議事進行に戻っていただきます。 (秀島会長着席)
議長	以上をもちまして、太良町農業委員会第29回総会を閉会いたします。 委員の皆様方には長時間にわたり熱心にご審議いただきありがとうございました。

上記のとおり記事の顛末を記載し相違ないことを証明するために署名捺印する。

令和 4 年 11 月 1 日

会 長 秀 島 克 博

議事録署名者 堤 こずえ

議事録署名者 水 田 武次郎